

練馬区介護保険パンフレット広告掲載取扱要綱

平成17年11月 1 日

17練保介第2747号

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区（以下「区」という。）介護保険課が発行する介護保険に関するパンフレット（以下「パンフレット」という。）に掲載する広告の取扱いについて定めることにより、財源の確保を図るとともに、事業者等への広告掲載機会の提供および区民への情報提供を行うことで、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(広告内容)

第2条 広告掲載できる内容は、区民生活に関連したもので、つぎの各号に該当しないものとする。

- (1) パンフレットの目的、公共性およびその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝および求人広告に関するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 区が行おうとしている施策および計画を阻害するおそれのあるもの
- (6) 差別、偏見、不必要な区別を助長するおそれがあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、パンフレットの広告掲載内容としてふさわしくないと思われるもの

(広告掲載の位置)

第3条 広告掲載を行う位置は、パンフレット内面に設ける広告欄とする。

(広告の規格および掲載料)

第4条 広告の規格および掲載料は、別表のとおりとする。

(広告掲載者の募集)

第5条 広告掲載者の募集は、区報およびホームページで行う。ただし、特定の事業者等に対して個別に掲載を依頼することを妨げない。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望するもの(以下「掲載希望者」という。)は、練馬区介護保険パンフレット広告掲載申込書(第1号様式)を区長に提出するものとする。

2 前項の申込書には、広告原稿または広告内容が分かる書類(以下「広告原稿等」という。)を添付するものとする。ただし、次条の規定に基づき広告掲載の決定を受けたことがある場合で、同内容の広告の掲載を希望するときには、広告原稿等の添付を省略することができる。

3 前項の規定により提出された広告原稿等の内容に不適切な表現がある場合には、区長は修正を求めることができる。

4 前項の規定により区長が修正を求めたにもかかわらず、これに応じない場合は申込みを取り下げたものとみなす。

5 第1項の規定による申込みについては、区長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(広告掲載者の決定)

第7条 区長は前条の規定に基づき、広告掲載の申込みがあった場合には、第2条の規定に基づき広告内容を審査し、広告掲載者を決定する。

2 区長は、前項の審査により、掲載希望者が広告掲載可能枠の数を超える場合には、つぎの順により広告掲載者を決定する。この場合において、同一順位のもの複数いるときは、抽選により決定する。

(1) 区内に事業所等を有する公益法人、私企業のうち公共性の高い業種のもの
(電気、ガス、交通等)およびNPO法人

(2) 区内に事業所等を有する私企業、自営業および団体等

(3) 上記順位以外の公益法人、私企業、自営業および団体等

3 区長は、前項の審査の結果、広告掲載者を決定した場合には、掲載希望者に対して練馬区介護保険パンフレット広告掲載決定通知書(第2号様式)または練馬区介護保険パンフレット広告非掲載決定通知書(第3号様式)により可否決定の結果を通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載者は、区長が指定する期日までに広告掲載料を一括で納付するものとする。

(広告掲載料の還付)

第9条 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載者の責によらない理由により広告を掲載できない場合は、還付する。

(広告原稿の提出)

第10条 広告掲載者は、区長が指定する期日までに広告の版下原稿を提出するものとする。

2 版下原稿は、別に指定する形式で作成するものとする。

3 版下原稿の作成費用は、広告掲載者の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第11条 区長は、広告掲載者が指定した期日までに広告掲載料を納付しない場合または版下原稿を提出しない場合には、広告掲載者の決定を取り消すことができる。

(広告掲載者の責任)

第12条 広告掲載者は、掲載した広告内容について一切の責任を負うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は福祉部長が別途定める。

付 則

この要綱は平成17年11月1日から施行する。

付 則 (平成18年11月20日18練福介第3940号)

この要綱は平成18年11月21日から施行する。

付 則 (平成26年2月26日25練福介第5348号)

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年11月26日27練福介第4410号)

この要綱は平成27年12月1日から施行する。

付 則 (平成29年9月29日29練福介第3566号)

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

付 則（令和6年3月14日5練福介第6531号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

広告規格	サイズ (縦mm×横mm)	掲載位置	刷色	掲載料
1号広告	127×90	内面（4分の1）	カラー	30,000円
2号広告	60×185	内面（4分の1）	カラー	30,000円
3号広告	127×185	内面（2分の1）	カラー	60,000円
4号広告	260×185	内面（全面）	カラー	120,000円